**松阪市ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト構築業務及び保守運用業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

　この要領は、松阪市ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト構築業務及び保守運用業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

１．業務の趣旨

　松阪市（以下「本市」という。）のふるさと納税による寄附者数は年々増加傾向にある。また、事務量も増大している現状を受け、寄附申込の受付から返礼品の管理に至る一連の事務作業を効率よく、安定した運用が可能なシステムを導入するとともに、松阪市の特産品の魅力を広く知っていただく場として、特設サイトを設ける。

２．業務概要

（１）業務名称

　　　松阪市ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト構築業務及び保守運用業務

（２）業務の内容

　　　仕様書のとおり

（３）履行期間

　　　ア．構築業務　契約締結の日～令和２年９月３０日

　　　イ．保守運用業務　令和２年１０月１日～令和７年９月３０日（６０ヶ月）

（４）提案上限額

ア．構築業務（ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト）

３，３００，０００円

イ．保守運用業務（ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト）

３，９６０，０００円

　　　※消費税及び地方消費税を含む。（税率１０％）

　　　※ア及びイの金額には、仕様書に記載の内容及び（３）に記載の期間に必要な費用を全て含むものとする。

　　　※提案上限額を超えた提案は無効とする。

３．参加資格条件

　本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ実績及び能力を有する事業者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実な対応と柔軟で確実に履行することが可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

②松阪市契約規則（平成１７年規則第６４号）第３条第１項の規定に該当しないこと。

③松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第１５０号）により、指名停止を受けている期間でないこと。

④国税及び地方税を滞納していないこと。

⑤法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

⑥過去５年以内に地方公共団体において本案件と同種類及び同規模の構築又は運用の業務を元請として受託し、契約を履行完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満１年間を経過していること。

４．参加申込の留意点

（１）プロポーザル要領等の承諾

　　　本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）プロポーザル参加費用の負担

　　　本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（３）使用言語及び単位

　　　提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（４）提出書類の取り扱い

　　　提出された書類については差し替え不可とし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

　　　また、本市は、提供された書類の取り扱いに十分注意するとともに、本プロポーザルにかかる審査以外の目的で使用しない。

（５）提案の無効

　　　次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

　　　①参加資格条件を欠くもの。

　　　②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。

　　　③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

　　　④信義に反する行為があったとき。

　　　⑤その他選考にかかる不正行為があったもの。

　（６）その他

　　　本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

５．スケジュール

・公告日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４月２３日（木）

・参加申請に係る質問提出期限　　　　　　　　　　４月３０日（木）

・参加申請に係る質問回答期限　　　　　　　　　　５月８日（金）

・参加申請書等提出期限　　　　　　　　　　　　　５月１５日（金）

・参加資格審査結果通知　　　　　　　　　　　　　５月２２日（金）

・企画提案及び提案見積等に係る質問提出期限　　　６月１日（月）

・企画提案及び提案見積等に係る質問回答期限　　　６月５日（金）

・企画提案書及び提案見積書等の提出期限　　　　　６月１２日（金）

・書類審査の実施　　　　　　　　　　　　　　　　６月１５日（月）

～６月１８日（木）

・プレゼンテーションの実施　　　　　　　　　　　６月第4週の平日

・最優秀提案者の決定　　　　　　　　　　　　　　７月上旬

・入札及び契約審査会　　　　　　　　　　　　　　７月上旬

・業務委託契約締結期限　　　　　　　　　　　　　７月上旬

６．本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和２年４月２３日（木）～６月１２日（金）

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く９時から１７時までとする。（ただし、１２時から１３時までの間を除く。）

閲覧場所は、本要領「８．参加申請等について」に記載の「申請書等の提出先（担当所管課）」と同じとする。

また、本市のホームページからダウンロードすることも可能とする。

URL:　https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/38/propo.html

７．松阪市ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイト構築業務及び保守運用業務プロポーザル審査委員会

（１）設置

　受託者の選定のため、松阪市ふるさと納税管理システム及びふるさと納税サイトプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）審査方法

審査委員会は、提案された企画について、提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、「企画提案書等評価要領」に基づき評価を行う。また、最優秀提案者を選定する。

８．参加申請等について

　本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出書類を各受付期間に持参、郵送（書留又は特定記録郵便に限る。）又は宅配便により提出すること。

|  |
| --- |
| 申請書等の提出先（担当所管課） |
| 松阪市産業文化部地域ブランド課（プロポーザル担当）  〒５１５－８５１５三重県松阪市殿町１３４０番地１  TEL：０５９８（５３）４１２９  FAX：０５９８（２２）０９３１  E-mail：brand.div@city.matsusaka.mie.jp |

　　　※提出書類の発送にあたり、上記提出先へ発送したことを連絡すること。

【提出書類一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | 提出部数 |
| 参加申請 | 参加申請書[様式第１号] | １部 |
| 事業者概要 | １部 |
| 業務実績調書[様式第２号] | １部 |
| 納税に関する証明書　※発行から3か月以内のもの  ・市税の完納を証明する書類又はその写し  ・法人税（国税）、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類「その３の３」又はその写し | １部 |
| 企画提案 | 企画提案書[様式第３号]及び任意書式  ※任意書式は電子媒体も提出すること | ７部 |
| 提案見積書[様式第４号] | １部 |
| 提案見積内訳書[様式第５号] | １部 |
| 質問書[様式第６号] ※電子媒体も提出すること | １部 |
| 辞退届[様式第７号] | １部 |

※複数ページの書式及び資料はページ番号を記載すること。

※提出書式はＡ版サイズで両面印刷を基本とし、ファイル等に綴るなど参照しやすいよう配慮すること。

※企画提案書の任意書式には社名を表記しないこと。

※企画提案書の任意書式及び質問書は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）1部を添付すること。その際、データはＰＤＦ形式又はMicrosoft office形式とすること。

９．質問及び回答に関すること

（１）参加申請及び企画提案・提案見積に係る質問はメールによるものとし、宛先は「８．参加申請等について」に記載のアドレスとする。また、「５．スケジュール」に記載の当該期限を過ぎた質問は受け付けない。

（２）質問及び回答の内容は市のホームページに掲載する。

（３）参加資格については、令和２年５月２２日に決定し、文書にて審査結果を通知する。

１０．企画提案書に関すること

　（１）企画提案書は仕様書及び評価要領に沿って作成すること。

　（２）資料を添付する場合は、資料番号を付し、企画提案書の関連ページにも資料番号を表記すること。

　（３）仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。

　（４）提案見積書に含まれていない別途費用を必要とする機能及び提案は不可。

１１．提案見積書・提案見積内訳書に関すること

　（１）任意の書式による見積書及び内訳書は無効とする。

　（２）見積額は構築業務及び保守運用業務を合わせた総額を記載し、書式内に指定する箇所に内訳を記載すること。見積書内に内訳の記載がないものは無効とする。

　（３）見積書、見積内訳書及び封緘に押印する印鑑は、参加申請書と同じものを使用すること。

１２．審査・決定に関すること

　（１）審査は、本プロポーザルの審査委員において実施し、書類及びプレゼンテーションによるものとする。

ア．書類審査

　書類提出先：松阪市産業文化部地域ブランド課

　提出期限　：令和２年６月１２日（金）

　審査期間　：令和２年６月１５日（月）～６月１８日（木）

　　イ．プレゼンテーション

　　　コロナウイルス対策のため、松阪市庁舎内でのプレゼンテーションが実施できない場合は、web会議等により実施する。

実施場所　　：松阪市役所　本庁舎内会議室

　　　　　　　（三重県松阪市殿町１３４０－１）

実施日時　　：令和２年６月第４週の平日

人数　　　　：プレゼンテーションの人員は５名以内とする

　　　　　　　本市審査委員７名

公開・非公開：書類審査及びプレゼンテーションともに非公開とする

時間配分　　：準備５分以内

説明２５分以内

質疑応答３０分以内

※プレゼンテーションは提出された企画提案書等を用いること。

※視覚的に分かりやすくなるよう努めること。

※プレゼンテーションにおいて、本市が準備する備品等は次に掲げるものとし、他に必要なものは企画提案者が持参すること。

（本市が準備するもの）

　・プロジェクター

　・スクリーン

　・延長コード

　※会場規模はマイクを必要としない程度

　（２）受託者の決定にあたっては、書類審査及びプレゼンテーションの結果をもって、本市の契約及び入札審査会を受けることとする。

　（３）企画提案の結果は、本市のホームページにおいて公表する。ただし、企画提案の内容及び最優秀以外の企画提案者の名称は公表しない。

　（４）契約に至った提案者のプレゼンテーション及び質疑応答の内容は、契約締結時に本市が提示する仕様書及び別添資料等に含めるものとする。

１３．契約保証金

　　契約予定者は、松阪市契約規則第３１条の規定に基づき契約締結時に契約保証金を納めるものとする。

１４．その他

　　①参加申請書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第７号）を企画提案書及び提案見積書等の提出期限までに、申請書等提出先へ提出すること。

　　②本市がやむをえない理由により本プロポーザルを中止した場合において、企画提案に係る経費は企画提案者の負担とする。

　　③企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属する。

　　④次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

　　　ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　　イ　契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合

　　　ウ　提出書類の提出期限に遅れた場合

　　　エ　プレゼンテーションに参加しなかった場合

　　　オ　見積書が提案上限額を超えている場合又は最低制限価格を下回った場合

　　　カ　選定の公平性を害する行為があった場合

　　　キ　アからカまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合